

官報 号外

昭和五十三年十月十七日

○第八十五回 衆議院會議録 第七号

昭和五十三年十月十七日(火曜日)

議事日程 第六号

昭和五十三年十月十七日

午後二時開議

- 第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後五時三分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

- 日程第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長始岡伊平君。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔始岡伊平君登壇〕

○始岡伊平君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月十一日付の人事院の勧告に基づいて、指定職俸給表を除く全俸給表の全俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、通勤手当の改定並びに期末手当の支給割合の引き下げを行うほか、義務教育等教員特別手当を改定するとともに幼稚園等の教員にも支給することができるとし、初任給調整手当の改正規定の一部を除き、本年四月一日から実施しようとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の二法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、秘書官及び防衛庁の職員の俸給月額の改定等を行うものであるとあります。

以上、三法律案は、九月二十七日日本委員会に付託され、十月十三日稲村国務大臣及び金丸国務大臣より提案理由の説明を聴取し、質疑に入り、慎重に審査を行い、十月十六日質疑を終了いたしましたところ、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、日本社会党の岩垂委員及び日本共産党・革新共同の柴田委員よりそれぞれ修正案が提出され、趣旨説明を聴取した後、採決いたしました結果、両修正案はいずれも賛成少数をもって否決され、三法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

昭和五十三年十月十七日 衆議院會議録第七号 朗読を省略した議長の報告

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時八分散会

出席閣内大臣

国 務 大 臣 稲村佐近四郎君
国 務 大 臣 金丸 信君

○朗読を省略した議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宇野 亨君 石橋 一弥君
関谷 勝嗣君 石川 要三君
福田 一君 森 清君
増田甲子七君 水平 豊彦君
木原 実君 小川 仁一君
久保 等君 安井 古典君

地方行政委員

辞任

補欠

山花 貞夫君 井上 一成君
田川 誠一君 甘利 正君
石川 要三君 関谷 勝嗣君
石橋 一弥君 宇野 亨君
水平 豊彦君 増田甲子七君
森 清君 福田 一君
井上 一成君 山花 貞夫君
小川 仁一君 木原 実君
甘利 正君 田川 誠一君

法務委員

辞任

補欠

正森 成二君 寺前 巖君
寺前 巖君 正森 成二君
外務委員
辞任 石原慎太郎君
補欠 谷川 寛三君

文教委員

辞任

補欠

小川 仁一君 木原 実君
佐々木良作君 曾祢 益君
農林水産委員
辞任 玉沢徳一郎君
福田 一君
補欠 玉沢徳一郎君

建設委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

(議案提出)

一、昨十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(小此木彦三郎君外四名提出)

(議案付託)

一、昨十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案(小此木彦三郎君外四名提出、衆法第五号)

(条約送付)

一、昨十六日、参議院に送付した条約は次のとおりである。

日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、昨十六日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

無限連鎖講の防止に関する法律案

医療法の一部を改正する法律案

一、昨十六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

特定船舶製造業安定事業協会法案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

一、昨十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案（小此木彦三郎君外四名提出）

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第一項中「第四号に掲げる官職に係るものにあつては採用の日から三年以内」を削り、同項第一号中「十六万円」を「十七万円」に改め、同項第二号中「三万四千円」を「三万五千円」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 前二号に掲げる官職以外の官職のうち特殊

な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるもの 月額二千五百円

第十条の三第一項第四号を削る。

第十一条第三項中「八千円」を「九千円」に、「二千三百円」を「二千七百円」に、「五千円」を「五千五百円」に改める。

第十二条第二項第一号中「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同項第二号中「自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満」を「自転車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道五キロメートル未満」に改め、「二千円」の下に「使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である職員にあつては二千二百円」を加え、「三千四百円」を「三千六百円」に、「うち、自転車等の」を「うち、二千八百円、自転車等の」を「四千四百円」に改め、「十五キロメートル以上」の下に「二十キロメートル未満を加え、五千三百円」を「五千六百円、使用距離が片道二十キロメートル以上である者にあつては七千四百円」に改め、同項第三号中「一万四千円」を「一万五千円」に改める。

第十九条の三第二項中「百分の二百」を「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第二項中「一万五千二百円」を「二万二百円」に改め、同条第三項中「高等学校等（学校教育法に規定する高等学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部をいう。）を「学校教育法に規定する高等学校、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚園」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表（第六条関係）

イ 行政職俸給表（一）

職等の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	260,700	201,200	円一	円一	円一	104,200	90,500	円一
2	272,000	209,700	178,800	151,300	126,700	109,400	94,600	74,400
3	283,300	218,200	185,800	157,700	132,400	114,700	99,100	76,600
4	294,700	227,100	192,900	164,200	138,100	120,100	104,100	79,000
5	306,100	236,000	200,000	170,800	144,100	125,400	108,800	81,400
6	317,500	245,000	207,300	177,400	150,100	130,700	112,900	84,300
7	328,900	254,000	214,700	184,100	156,100	136,000	117,000	87,400
8	340,400	262,800	222,100	191,000	162,100	141,200	120,900	90,500
9	351,900	271,600	229,500	198,000	168,000	145,900	124,600	93,200
10	363,300	280,400	237,000	205,100	173,900	150,400	128,200	95,900
11	371,700	289,000	244,500	212,200	179,900	154,900	131,500	98,500
12	377,800	297,400	251,900	219,300	185,900	159,300	134,800	100,900
13	383,900	305,200	259,300	226,200	191,700	163,700	138,000	103,200
14	389,500	311,300	266,500	233,100	197,400	167,700	140,700	105,400
15	394,300	317,400	273,700	239,700	203,000	171,600	143,400	107,600
16		321,700	279,400	246,300	208,100	175,400	146,000	109,700
17			285,100	251,400	213,100	179,000	148,500	111,300
18			289,000	256,400	216,700	182,100	150,900	
19			292,800	260,000	220,000	185,100	152,900	
20			296,600	263,600	223,100	187,400		
21				267,200	225,600	189,700		
22				270,800	228,000	191,900		
23					230,400	194,100		
24					232,800			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

行政職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円
1	148,300	125,400	103,300	92,000	74,900	67,000
2	153,300	129,900	107,700	95,700	77,200	68,900
3	158,300	134,400	112,100	99,400	79,700	70,900
4	163,600	139,000	116,500	103,300	82,200	72,900
5	169,000	143,600	120,900	107,200	85,100	74,900
6	174,600	148,300	125,400	111,100	88,300	77,100
7	180,300	153,000	129,600	114,800	92,000	79,500
8	186,100	157,700	133,800	118,600	95,700	81,900
9	192,000	162,400	138,100	122,400	99,300	84,700
10	197,900	166,600	142,300	126,100	102,900	87,800
11	203,800	170,700	146,100	129,900	106,400	91,000
12	209,700	174,900	149,300	133,500	109,800	94,200
13	215,600	179,100	153,500	137,100	113,000	97,300
14	221,500	183,200	157,100	140,600	116,200	100,400
15	226,500	187,300	160,800	144,000	119,000	103,200
16	231,500	191,400	164,500	147,100	121,500	106,000
17	236,400	195,400	168,200	150,100	123,900	108,700
18	241,300	199,400	171,900	153,100	126,300	110,800
19	246,100	203,300	175,400	155,700	128,700	112,800
20	250,600	207,200	178,500	158,100	130,800	114,800
21	254,600	211,000	181,300	160,100	132,800	116,700
22	258,600	214,700	183,600	162,100	134,700	118,600
23	262,600	218,000	185,900	164,100	136,600	120,500
24	265,800	221,300	187,900	166,000	138,500	122,400
25		223,700	189,900	167,900	140,300	124,300
26			191,900			126,100
27						127,900
28						129,700
29						131,400

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表 (第六条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	特 3 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	272,300	227,100	—	—	—	—	119,800	102,300	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,700
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,400
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	169,300	147,000	125,100	96,100
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	175,600	152,100	128,600	99,800
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	181,900	156,700	131,800	102,900
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	188,200	161,200	134,900	105,300
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	194,500	165,500	138,000	107,400
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	200,700	169,800	141,000	109,400
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	206,900	173,900	144,000	111,300
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	213,100	177,900	147,000	113,200
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	217,800	181,600	149,800	115,100
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	221,900	184,700	151,900	116,700
16		348,900	317,900	301,500	270,700	226,000	187,800		
17		353,300	324,900	307,300	275,900	229,900	190,000		
18			329,000	311,200	281,100	233,000			
19			333,100	315,000	285,900	236,000			
20				318,800	289,500	238,400			
21					293,100	240,800			
22					296,700				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和五十三年十月十七日 衆議院会議録第七号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第三 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	272,300	227,100	—	—	—	—	104,400	92,800	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	133,000	109,900	96,200	85,900
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	138,900	115,600	99,800	89,200
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	145,000	121,400	104,100	92,600
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	151,100	127,100	109,400	96,000
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	157,400	132,600	114,900	99,600
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	163,700	138,000	120,400	103,800
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	169,900	143,400	125,700	108,800
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	176,200	148,900	130,800	114,100
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	182,500	154,400	135,900	119,400
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	188,800	159,800	141,100	124,600
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	195,100	165,200	146,300	129,600
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	201,300	170,700	151,400	134,600
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	207,500	176,100	156,600	139,700
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	213,700	181,600	161,800	144,800
16		348,900	317,900	301,500	270,700	219,600	187,100	167,000	149,800
17		353,300	324,900	307,300	275,900	225,400	192,600	172,100	154,800
18			329,000	311,200	281,100	231,200	198,200	177,200	159,800
19			333,100	315,000	285,900	236,800	203,900	182,400	164,700
20				318,800	289,500	242,000	209,600	187,600	169,500
21					293,100	246,700	215,300	192,800	174,300
22					296,700	251,400	221,000	198,000	179,100
23						300,300	225,400	203,200	183,900
24							226,600	208,400	188,700
25							231,800	213,600	193,500
26							236,500	218,800	198,300
27							241,200	223,400	203,100
28							245,900	228,000	207,800
29							250,500	232,400	212,500
30							255,500	236,700	216,400
31							259,500	240,900	220,200
32							262,400	243,600	224,000
33							265,300	246,300	227,800
34									230,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1 等 級	2 等 級	特3等級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	272,300	227,100	—	—	—	—	119,800	102,300	—
2	281,200	236,000	212,100	197,700	170,600	144,600	125,300	106,900	82,400
3	290,200	245,000	219,600	204,900	176,900	150,700	130,800	111,900	85,500
4	299,200	254,000	227,100	212,100	183,300	156,900	136,300	117,000	88,900
5	308,300	262,800	234,800	219,500	190,500	163,100	141,800	121,400	92,900
6	317,500	271,600	242,500	227,000	197,700	169,300	147,000	125,600	97,000
7	328,900	280,400	250,200	234,500	204,900	175,600	152,100	129,800	101,100
8	340,400	288,200	257,900	242,100	212,100	181,900	156,900	133,900	104,600
9	351,900	296,000	265,600	249,700	219,500	188,200	161,600	138,000	108,100
10	363,300	303,700	273,200	257,400	226,900	194,500	166,300	141,900	111,300
11	371,700	311,300	280,800	265,100	234,300	200,700	171,000	145,800	114,500
12	377,800	318,900	288,400	272,700	241,700	206,900	175,500	149,700	117,600
13	383,900	326,500	295,900	280,200	249,000	213,100	180,000	153,600	120,700
14	389,500	334,000	303,400	287,700	256,300	218,200	184,400	157,500	123,700
15	394,300	341,500	310,900	295,000	263,600	222,500	188,700	161,800	126,700
16		348,900	317,900	301,500	270,700	226,700	192,400	165,000	129,700
17		353,300	324,900	307,300	275,900	230,700	196,000	168,200	132,600
18			329,000	311,200	281,100	233,900	199,200	171,400	135,500
19			333,100	315,000	285,900	236,900	202,300	173,500	138,300
20				318,800	289,500	239,400	204,500		141,000
21					293,100	241,800	206,700		143,600
22					296,700	244,200	208,900		145,600
23							211,100		

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 259,000	円 212,000	円 173,400	円 144,000	円 113,000	円 —
2	268,800	221,300	181,000	150,900	118,500	87,900
3	278,600	230,700	188,600	157,800	124,500	91,800
4	288,400	240,100	196,200	164,700	130,500	96,900
5	298,200	249,400	203,800	171,600	136,300	102,100
6	307,900	258,500	211,400	178,200	142,100	107,300
7	317,500	267,500	218,900	184,700	147,700	112,400
8	327,100	276,400	226,200	191,000	152,900	117,000
9	336,700	285,300	233,500	197,300	158,000	121,700
10	345,100	294,200	240,200	203,500	163,100	126,400
11	353,400	302,900	246,900	209,400	167,800	130,500
12	360,100	311,000	253,700	215,300	172,400	133,800
13	366,800	319,100	260,400	221,100	176,900	136,800
14	373,500	326,200	266,500	226,900	181,200	139,800
15	379,000	333,300	272,500	232,600	185,500	142,800
16	384,400	339,600	278,300	238,300	189,800	145,800
17	389,000	345,900	284,000	243,700	194,100	148,800
18		351,500	288,600	249,100	197,400	151,800
19		355,600	292,300	252,500		154,700
20			296,000	255,900		156,800
21			299,700			

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円 170,700	円 138,100	円 113,500	円 93,100	円 76,000
2	176,200	143,500	118,100	96,700	78,100
3	181,700	149,000	122,700	100,300	80,400
4	187,200	154,500	127,400	104,900	82,900
5	192,700	160,000	132,600	109,100	86,000
6	198,500	165,400	137,900	113,300	89,300
7	204,300	170,700	143,300	117,500	92,800
8	210,500	175,500	148,700	121,700	96,400
9	216,700	180,200	154,100	126,000	100,300
10	222,900	184,800	159,500	130,600	104,300
11	229,200	189,300	164,800	135,100	108,400
12	235,400	193,800	169,200	139,700	112,600
13	241,600	198,300	173,400	144,300	116,800
14	247,800	202,800	177,600	148,700	121,000
15	253,200	207,300	181,700	153,000	125,000
16	258,400	211,700	185,800	157,200	128,900
17	263,500	216,100	189,700	161,400	132,800
18	268,600	220,400	193,500	165,500	136,700
19	273,600	224,700	196,900	169,500	140,500
20	278,600	228,700	200,300	172,800	144,200
21	282,800	232,700	203,100	176,000	147,000
22	287,000	235,600	205,800	178,900	149,600
23	291,200	238,500	208,400	181,600	151,600
24	294,600	241,400	210,600	184,100	
25			212,800	186,200	
26			215,000		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	—	—	144,000	105,800	87,200
2	—	167,500	150,500	112,200	90,900
3	215,600	175,100	157,000	118,600	94,900
4	224,100	182,700	163,600	125,000	99,500
5	232,700	190,300	170,600	131,300	104,200
6	241,500	197,900	177,700	137,600	109,500
7	250,300	205,500	184,800	144,000	114,800
8	259,100	213,200	191,900	150,400	120,700
9	267,900	220,900	199,000	156,900	126,700
10	276,700	228,600	206,100	163,400	132,700
11	285,500	236,300	213,100	169,900	138,700
12	294,300	243,600	220,100	176,500	144,500
13	303,200	250,500	227,100	183,000	150,100
14	312,200	257,300	234,100	188,600	155,400
15	321,200	264,100	240,600	194,200	160,600
16	330,200	270,600	247,000	199,200	165,500
17	339,200	276,900	253,400	204,000	170,200
18	347,600	283,200	259,800	208,800	174,900
19	355,500	289,500	266,100	213,600	179,600
20	363,300	295,700	272,400	218,300	184,300
21	371,100	301,200	278,600	222,900	188,600
22	378,400	306,700	284,800	227,500	192,900
23	385,000	312,200	290,200	232,000	197,000
24	390,500	317,600	295,500	236,500	201,000
25	395,300	323,000	299,400	240,900	204,400
26	400,100	327,800	302,600	245,100	207,700
27		331,300		248,300	211,000
28				251,400	214,300
29				254,400	216,800
30					219,200

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	254,200	—	96,100	—
2	261,400	185,800	100,600	81,000
3	269,000	192,800	106,000	84,000
4	276,600	199,900	111,400	87,100
5	284,200	207,000	116,800	90,600
6	291,900	214,100	122,200	94,700
7	299,600	221,200	127,600	99,000
8	307,300	228,300	133,000	103,900
9	315,000	235,400	138,600	108,900
10	322,700	242,600	144,200	114,100
11	330,100	249,800	149,800	119,300
12	337,500	257,000	155,800	124,400
13	344,600	264,100	162,300	129,600
14	351,600	271,200	169,000	134,800
15	356,200	278,300	175,800	140,100
16		285,300	182,600	145,400
17		292,300	189,400	150,600
18		299,200	196,100	155,800
19		306,000	202,900	161,000
20		312,800	209,800	165,600
21		319,300	216,700	170,100
22		325,800	223,600	174,600
23		332,100	230,500	179,100
24		338,400	237,300	183,500
25		342,600	244,100	187,900
26			250,400	192,300
27			256,500	196,600
28			262,600	200,800
29			268,600	204,600
30			274,600	208,200
31			279,600	211,300
32			284,400	214,400
33			289,000	217,400
34			293,200	220,200
35			297,300	222,400
36			301,300	
37			304,300	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	特 1 等 級 俸 給 月 額	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円
1	251,300		87,100	
2	258,100	158,000	91,600	81,000
3	264,900	164,900	96,100	84,000
4	271,800	171,800	100,600	87,100
5	278,700	178,800	105,000	90,600
6	285,600	185,800	111,400	94,700
7	292,500	192,800	116,800	99,000
8	299,400	199,800	122,200	103,900
9	305,600	206,800	127,600	108,900
10	311,800	213,800	133,000	114,000
11	317,600	220,800	138,600	119,100
12	323,400	227,400	144,200	124,000
13	328,200	233,900	149,800	128,900
14	333,000	240,400	155,800	133,800
15	337,100	246,900	162,300	138,700
16		253,300	169,000	143,400
17		259,700	175,800	148,100
18		266,100	182,600	152,800
19		272,500	189,400	157,400
20		278,900	196,100	161,900
21		285,300	202,800	166,300
22		291,300	209,600	170,300
23		296,400	216,400	174,300
24		301,400	222,800	177,900
25		305,800	228,700	181,400
26		309,500	234,600	184,400
27		312,500	240,500	187,400
28		315,500	246,200	190,000
29		318,500	251,600	192,300
30			256,900	194,500
31			262,000	196,600
32			267,000	
33			271,700	
34			276,400	
35			280,600	
36			284,300	
37			288,000	
38			291,400	
39			294,000	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	285,400		144,000	113,100	90,300
2	294,200	182,700	150,500	119,200	95,400
3	303,100	190,300	157,000	125,300	100,500
4	312,100	197,900	163,600	131,500	105,800
5	321,100	205,500	170,600	137,700	111,500
6	330,100	213,200	177,700	144,000	117,300
7	339,100	220,900	185,000	150,400	123,100
8	347,600	228,600	192,300	156,900	128,900
9	355,500	236,300	199,900	163,400	134,700
10	363,300	243,900	207,600	169,900	140,500
11	371,100	251,500	215,300	176,600	146,200
12	378,400	259,100	223,000	183,400	151,900
13	385,000	267,900	230,700	190,300	157,600
14	390,600	276,700	238,300	197,200	163,000
15	395,400	285,500	245,900	204,100	168,400
16	400,200	294,300	252,800	211,000	173,500
17		303,200	259,600	217,600	178,600
18		312,200	266,300	224,100	183,600
19		321,200	272,900	230,600	188,300
20		330,200	279,200	236,900	192,900
21		338,000	285,400	243,200	197,200
22		343,400	291,600	249,400	201,500
23		348,800	297,100	255,600	205,800
24		354,200	302,600	261,800	209,700
25		359,400	307,700	267,800	213,600
26		364,500	312,700	273,800	217,300
27		368,800	317,700	279,800	220,200
28		373,100	321,200	285,300	223,100
29				290,500	
30				295,500	
31				300,400	
32				305,100	
33				308,400	

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表(第六条関係)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円	円
2	—	—	98,400	81,600	—
3	—	—	98,000	84,700	74,500
4	—	—	103,700	88,300	76,700
5	208,600	149,100	109,500	91,900	79,100
6	217,000	156,300	115,300	95,700	81,600
7	225,900	163,600	121,100	100,600	84,600
8	234,900	171,000	126,900	105,700	88,000
9	243,900	178,400	132,800	110,900	91,400
10	253,500	185,700	139,000	116,500	94,100
11	263,200	192,900	145,100	122,100	96,800
12	272,900	200,100	151,200	127,700	99,500
13	282,600	207,100	157,300	133,300	102,200
14	292,300	214,100	163,300	138,800	104,700
15	302,100	220,500	169,100	144,300	107,100
16	311,800	226,800	174,900	149,400	109,500
17	321,500	232,900	180,600	154,000	111,800
18	331,200	238,300	186,200	158,500	113,500
19	340,900	243,200	191,600	163,000	—
20	350,600	248,100	197,000	167,400	—
21	360,200	253,000	202,400	171,700	—
22	368,400	257,900	207,800	176,000	—
23	374,300	262,800	213,200	180,100	—
24	380,100	267,600	218,500	183,500	—
25	385,100	272,400	222,900	186,900	—
26	390,100	276,700	227,300	189,600	—
27	394,300	281,000	230,500	192,100	—
28	—	284,500	233,700	—	—
29	—	—	236,900	—	—

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表(第六条関係)

イ 医療職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	円	円	円	円
2	264,200	201,900	—	120,800
3	273,100	210,800	175,900	128,000
4	282,000	219,700	184,500	135,200
5	290,900	228,600	193,100	142,400
6	299,800	237,500	201,900	150,700
7	308,500	246,400	210,700	159,100
8	317,200	255,300	219,500	167,500
9	325,600	264,200	228,300	175,900
10	334,000	273,100	237,100	184,300
11	342,400	282,000	245,900	192,600
12	350,800	290,900	254,700	200,900
13	359,100	299,100	262,200	207,800
14	367,300	307,300	269,700	214,500
15	375,500	315,500	276,700	221,200
16	382,400	323,700	283,700	227,900
17	389,300	331,900	290,700	234,600
18	396,000	339,500	297,700	241,200
19	401,700	347,000	304,700	247,800
20	406,500	354,500	311,700	253,800
21	411,300	360,800	317,600	258,200
22	—	367,100	323,500	262,500
23	—	371,400	328,800	265,600
24	—	375,700	332,500	—
25	—	—	336,200	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	254,800	208,400	185,800	157,700	116,700	93,100	81,900	71,000
2	264,500	217,200	192,900	164,400	122,300	97,200	85,200	76,700
3	274,300	226,200	200,000	171,200	127,900	101,800	88,600	79,200
4	284,100	235,300	207,300	178,100	133,500	106,500	92,300	81,700
5	293,900	244,400	214,700	185,100	139,100	111,400	96,300	84,800
6	303,900	253,500	222,100	192,100	144,800	116,300	100,800	88,000
7	313,900	262,400	229,500	199,200	150,500	121,400	105,300	91,200
8	323,900	271,400	237,000	206,300	156,400	126,500	109,500	93,800
9	333,900	280,400	244,500	213,400	162,400	131,500	113,400	96,300
10	343,900	289,000	251,900	220,400	168,400	136,500	117,300	98,800
11	350,300	297,400	259,300	227,300	174,400	141,500	121,200	101,100
12	355,900	305,200	266,500	234,000	180,300	146,200	124,800	103,300
13	361,500	311,300	273,700	240,600	186,200	150,800	128,400	104,900
14	366,700	317,400	279,400	247,000	192,100	155,400	131,700	
15	371,900	323,500	285,100	252,400	197,800	159,900	135,000	
16	376,400	327,800	289,000	257,700	203,500	164,300	138,200	
17			292,800	262,500	209,000	168,400	140,900	
18				267,200	214,300	172,300	143,600	
19				270,800	218,100	176,100	146,100	
20				274,400	221,600	179,700	148,100	
21					224,900	182,700		
22					227,400	185,000		
23					229,900	187,300		
24					232,300	189,500		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	182,000	142,000	121,800	91,700	80,100
2	188,600	147,400	126,600	95,700	83,000
3	195,300	152,900	131,500	100,000	85,900
4	202,000	158,500	136,500	104,300	88,800
5	209,000	164,200	141,600	108,600	91,700
6	216,100	170,000	146,700	112,900	95,700
7	223,300	175,800	151,800	117,200	99,900
8	230,500	181,600	156,900	121,600	104,200
9	237,700	187,400	161,900	125,900	108,500
10	245,000	193,200	167,000	130,200	112,600
11	252,300	199,000	172,100	134,500	116,800
12	259,600	204,800	177,300	138,900	120,900
13	266,700	210,600	182,500	143,300	125,000
14	273,800	216,400	187,700	147,500	128,900
15	280,900	222,200	192,900	151,700	132,800
16	287,300	227,900	198,100	156,000	136,800
17	293,700	233,600	203,300	160,300	140,800
18	299,600	239,300	208,500	164,500	144,700
19	305,400	245,000	213,700	168,600	148,500
20	309,200	250,600	218,600	172,700	152,300
21	312,900	255,700	223,500	176,800	156,100
22	316,600	259,700	228,300	180,900	159,800
23		263,700	232,200	185,000	163,100
24		267,700	236,100	189,100	166,300
25		270,900	239,800	193,200	169,500
26		274,100	242,800	197,200	172,500
27		276,800	245,800	201,100	175,400
28			248,800	205,000	178,300
29				208,600	180,500
30				211,000	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十條の三第一項の改正規定(同項第一号及び第二号を改める部分を除く)並びに附則第七項及び第八項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に係る改正規定(以下「初任給調整手当」に関する改正規定」という)を除く)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という)の規定は、昭和五十四年四月一日から適用する。

3 昭和五十四年四月一日(以下「切替日」という)の前日において職務の等級の最高の号俸を超える俸給月額を受けついていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に連算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

4 切替日からこの法律の施行の日(前日)までの間に、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員のうち、人事院の定める職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

5 切替日前の異動者の号俸等の調整(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 前三項の規定の適用については、改正前の法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

7 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際

昭和五十四年十月十七日 衆議院会議録第七号

改正前の法第十條の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされた職員のうち、改正後の法第十條の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給しないこととなる職員について、人事院規則で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

8 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際改正前の法第十條の三第一項第三号に該当していた官職(改正後の法第十條の三第一項第三号に該当する官職を除く)に新たに採用された職員及び人事院規則で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員については、人事院規則で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

9 職員が、改正前の法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

10 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

理 由
一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の規定に基づき、人事院の国会及び内閣に対する昭和五十四年八月十一日付け勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額を改定し、並びに初任給調整手当扶養手当、通勤手当、期末手当及び義務教育等教員特別手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
議案の要旨及び目的
本法案は、昭和五十四年八月十一日付けの給与

改定に関する人事院勧告を、勧告どおり、実施しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 指定職俸給表を除く全俸給表の全俸給月額を改め、千四百円ないし一万二千二百円引き上げた額とする。

2 初任給調整手当について、医療職俸給表(の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を十六万円から十七万円に引き上げるとともに、医療職俸給表(以外の俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を三万四千円から三万五千円に引き上げる。

なお、右以外の初任給調整手当については、その支給対象官職を、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる官職で人事院規則で定めるものとする。

3 扶養手当について、支給月額を配偶者は八千円から九千円に、配偶者以外の扶養親族のうち二人まではそれぞれ二千三百円から二千七百円(配偶者を欠く場合にあっては、そのうち一人は五千円から五千五百円)に引き上げる。

4 通勤手当について、運賃等相当額の全額支給の限度額を一万四千円から一万五千円に引き上げるとともに、自転車等使用者に対する支給月額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル未満の場合の二千円を五キロメートル以上は二千二百円に、十キロメートル以上の場合には三千四百円から三千六百円(調整手当非支給官署に勤務する職員で通勤が不便である者については、片道十キロメートル以上の場合は三千八百円から四千四百円、十五キロメートル以上の場合は五千三百円から五千六百円、二十キロメートル以上の場合は七千二百円)に引き上げる。

5 期末手当について、十二月に支給する期末手当の支給割合を百分の二百から百分の百九十に引き下げる。

6 義務教育等教員特別手当について、支給月額の限度額を一万五千二百円から二万二千二百円に引き上げる。

に引き上げるとともに、幼稚園等に勤務する教員に対しても、権衡上必要限度において支給できることとする。

以上のほか、この法律は、公布の日(初任給調整手当(医師等の支給限度額引き上げ部分を除く)の改正規定等は昭和五十四年一月一日)から施行し、昭和五十四年四月一日から適用することとするほか、俸給表の改定に伴う所要の措置について規定している。

二 議案の可決理由
一般職の職員の給与に関する法律及び学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の規定に基づく人事院勧告の趣旨にかんがみ、本法案は、要当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対して、日本社会党の岩垂寿喜男君の提案に係る「期末手当の支給率を引き下げる規定を削る」旨の修正案並びに日本共産党・革新共同の柴田睦夫君の提案に係る「特殊な勤務のうちから教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に関する勤務を除く(いわゆる主任手当が支給されなくなる)規定を加え、期末手当の支給率を引き下げる規定を削り、義務教育等教員特別手当の改正規定を削り、同手当に係る規定をいづる教育職員給特法に移す」旨の修正案が、それぞれ提出されたが、いずれも賛成少数をもって否決された。

三 本法案施行に要する経費は、約七百三十六億円である。

昭和五十四年十月十六日
衆議院議長 保利 茂殿
内閣委員長 始関 伊平

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十四年九月二十七日
内閣総理大臣 福田 赳夫

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正

一七三

昭和五十三年十月十七日 衆議院會議録第七号

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び同

一七四.

特別職の職員に関する法律の一部を改正する法律
特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように改める。

別表第三(第三條關係)

官職名		俸給月額
秘書官		
八号俸	三一、九〇〇〇円	
七号俸	二九、一五〇〇円	
六号俸	二六、四〇〇〇円	
五号俸	二三、六五〇〇円	
四号俸	二一、一五〇〇円	
三号俸	一八、八五〇〇円	
二号俸	一六、九五〇〇円	
一号俸	一五、五〇〇〇円	

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

2 秘書官が、改正前の特別職の職員との給与に関する法律の規定に基づいて、昭和五十三年四月一日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、秘書官の俸給月額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特別職の職員^{（一）}の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特

別職の職員のうち秘書官の俸給月額を、昭和五
十三年四月一日から五千五百円（一号俸）ないし
一万千円（八号俸）引き上げ、十五万五千五百円
（二号俸）ないし三十一万九千円（八号俸）としよ
うとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、一般職の職員の給与改定の実情等にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約二百万円である。

右報告する。

昭和五十三年十月十六日

内閣委員長 始関 伊平

衆議院議長 保利 茂殿

保利
茂殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十三年九月二十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「四千八百二十円」を「四千八百五十円」に改める。

第二十五条第二項中「四万八千六百円」を「五万
三百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

3 等陸尉 3 等海尉 3 等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	1 等陸曹 1 等海曹 1 等空曹	2 等陸曹 2 等海曹 2 等空曹	3 等陸曹 3 等海曹 3 等空曹	陸士 海士 空士	長士 長士 長士	1 等陸士 1 等海士 1 等空士	2 等陸士 2 等海士 2 等空士	3 等陸士 3 等海士 3 等空士
俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
134,000	127,700	122,800	110,400	105,100	97,400		93,200	85,800	82,300
137,200	134,100	129,200	116,500	110,000	101,100		97,000		
140,400	140,400	135,500	122,800	115,800	105,100		100,700		
146,400	146,400	141,500	129,200	121,900	109,500		104,600		
152,400	152,400	147,500	135,500	127,900	114,400				
158,300	158,300	153,400	141,500	133,800	119,500				
164,400	164,400	159,500	147,500	139,400	124,600				
170,500	170,500	165,600	153,400	145,000	129,400				
176,400	176,300	171,400	159,500	150,600	134,100				
182,400	182,100	177,200	165,600	156,200					
188,400	188,100	183,200	171,400	161,600					
194,400	193,900	189,000	177,200	167,000					
200,500	199,900	195,000	183,000	172,300					
206,500	205,900	201,000	188,500	177,600					
212,600	211,800	206,800	194,100	182,100					
218,700	217,900	212,800	199,800	186,600					
224,900	224,100	218,800	205,300	191,300					
231,000	230,200	224,900	210,500	195,900					
237,100	236,300	231,000	215,500	200,500					
243,200	242,400	237,000	220,600						
249,200	248,400	243,000	225,700						
254,900	254,100	248,700	230,800						
260,100	259,300	253,900	235,700						
265,300	264,500	259,100	240,400						
270,500	269,700	264,300							
275,600	274,800	269,300							
280,600	279,800								

める者で政令で定めるものとする。

別表第一 参事官等俸給表(第四条—第六条関係)

号 俸	指 定 職	職 務 の 等 級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	354,000	1	286,800	221,400	—	139,400
2	390,000	2	299,200	230,700	196,700	145,600
3	434,000	3	311,700	240,100	204,400	151,900
4	480,000	4	324,200	249,800	212,200	158,500
5	518,000	5	336,700	259,600	220,000	166,500
6	557,000	6	349,300	269,500	228,100	173,500
7	605,000	7	361,900	279,400	236,200	180,700
8	653,000	8	374,500	289,100	244,300	187,900
9	697,000	9	387,200	298,800	252,500	195,200
10	745,000	10	399,700	308,500	260,700	202,500
11	788,000	11	408,900	318,000	268,900	210,100
		12	415,700	327,200	277,100	217,800
		13	422,400	335,800	285,300	225,700
		14	428,500	342,500	293,200	233,500
		15	433,800	349,200	301,100	241,300
		16		353,900	307,400	248,900
		17			313,700	256,500
		18			318,000	263,800
		19				271,000
		20				276,600
		21				282,100
		22				286,100

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第二十八条の三関係)

階 級 号 俸	陸 海 空		将 将 補		1 等 陸 佐 1 等 海 佐 1 等 空 佐		2 等 陸 佐 2 等 海 佐 2 等 空 佐		3 等 陸 佐 3 等 海 佐 3 等 空 佐		1 等 陸 尉 1 等 海 尉 1 等 空 尉		2 等 陸 尉 2 等 海 尉 2 等 空 尉	
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	(一)	(二)												
1	354,000	309,800	267,800	229,700	198,400	160,800	141,000							
2	390,000	322,600	278,000	237,800	205,500	167,600	147,300							
3	434,000	335,600	288,200	247,300	213,600	174,600	153,600							
4	480,000	348,500	298,300	257,300	221,700	181,600	160,000							
5	518,000	361,500	308,300	267,400	229,700	188,400	166,400							
6	557,000	374,500	318,500	277,600	237,800	195,400	172,900							
7	605,000	387,500	328,700	287,800	246,100	202,400	179,400							
8	653,000	400,600	338,900	297,700	254,500	209,400	185,800							
9	697,000	413,600	348,600	307,600	262,800	216,300	192,400							
10	745,000	423,100	357,500	317,200	271,400	223,300	198,800							
11	788,000	430,100	366,400	326,700	279,900	230,400	205,400							
12		437,000	375,200	335,800	288,500	237,700	211,900							
13			384,100	344,400	297,100	244,900	218,400							
14			391,300	351,100	305,600	251,600	225,000							
15			396,600	357,800	313,900	258,200	231,800							
16			401,900	362,800	322,200	264,600	237,900							
17				367,800	330,300	270,600	244,000							
18				372,800	337,000	276,000	250,100							
19				377,800	343,700	281,500	256,100							
20					348,700	286,900	261,800							
21					353,700	292,200	267,000							
22					358,700	297,200	272,200							
23						302,200	277,400							
24							282,500							
25							287,500							
26														
27														

備考 この表の陸将、海将及び空将の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、統合幕僚会議の議長その他の官職を占

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九項及び第十項の規定は、昭和五十四年一月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

(俸給の切替え)

3 昭和五十三年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(自衛官にあつては、階級。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の等級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」という。)第八條第六項の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(総理府令

で定める職員にあつては、総理府令で定める期間を増減した期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替え等)

5 切替日の前日において職務の等級の最高の号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間に異動した職員の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」という。)別表第一、別表第四若しくは別表第五(ハを除く。)から別表第七までの適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びこれを受けることと

なる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(旧俸給月額等の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、旧法の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(初任給調整手当に関する経過措置)

9 一般職給与改正法附則第一項ただし書に係る改正規定(次項において「初任給調整手当」に関する改正規定という。)の施行の際新法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十條の三第一項第三号又は第四号の規定により初任給調整手当を支給することとされていた職員及び同条第二項の規定によりこれらの職員との権衡上初任給調整手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十條の三第一項又は第二項の規定による初任給調整手当を支給されないこととなる職員については、政令で定めるところにより、従前の例による支給期間及び支給額の範囲内で初任給調整手当を支給する。

10 初任給調整手当に関する改正規定の施行の際

新法第十四條第二項において準用する改正前の一般職給与法第十條の三第一項第三号に該当していた官職(新法第十四條第二項において準用する改正後の一般職給与法第十條の三第一項第三号に該当する官職を除く。)に新たに採用された職員及び政令で定めるこれに準ずる職員のうち、前項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要と認められる職員については、政令で定めるところにより、三年以内の期間、月額千五百円を超えない範囲内の額の初任給調整手当を支給することができる。

(給与の内払)

11 職員が旧法の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

12 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の設定等を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 参事官等及び自衛官の俸給月額を、一般職の職員の例に準じて改定する。

2 防衛大学校及び防衛医科大学校の学生の学生手当の月額を、四万八千六百円から五万三百円に引き上げる。

3 営外居住者に対する営外手当の月額を、四千八百二十円から四千八百五十円に引き上げる。

以上のほか、この法律は、公布の日（初任給調整手当に関する経過措置の規定は昭和五十四年一月一日）から施行し、昭和五十三年四月一日から適用することとしている。

なお、事務官等の俸給のほか、扶養手当、通勤手当、期末手当及び医師等に対する初任給調整手当については、一般職の職員の給与に関する法律の規定を準用又はその例によることとしているので、同法の改正によつて同様の改正が行われることとなる。

二 議案の可決理由

本案は、防衛庁職員の給与が一般職の職員の給与との権衡を考慮して定められている実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三百十七億円である。

右報告する。

昭和五十三年十月十六日

内閣委員長 始関 伊平

衆議院議長 保利 茂殿

昭和五十三年十月十七日 衆議院會議録第七号

一七八

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二二(大代)
〒107